

産業労働局「週休 2 日制確保工事（土木工事）」実施要領

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休 2 日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、産業労働局の発注する全ての土木工事及び土木設備工事を「現場閉所」の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実情等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とできる。（機械設備工事は「交替制」の対象外）

3 週休 2 日の考え方

週休 2 日は、土曜日・日曜日を休日とする 4 週 8 休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら 4 週 8 休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。ただし、受注者の責によらず、土曜日・日曜日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土曜日・日曜日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休 2 日に取り組むこととする。

(1) 現場閉所

- 1) 対象期間における週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事業所が閉所された状態をいう。
- 3) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。
- 4) 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

①月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休 2 日とは、対象期間において、現場閉所率が 28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 交替制

1) 交替制における週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間とは、現場着手から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。なお、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

3) 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

4) 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

5) 4 週 8 休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

①月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休 2 日とは、対象期間において、休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に月単位の週休 2 日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休 2 日制確保工事である旨を記載する（別添 1）。

なお、補正係数は、積算基準の記載による。

(2) 工事契約時

受注者は、週休 2 日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

- 1) 受注者は、広報板に「週休 2 日制確保工事」である旨を記載する。(別添 2)
- 2) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。
- 3) 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休 2 日の取組状況を適宜報告する。受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

1) 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添 3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「統一 26 様式」)。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日に満たないものは、補正係数を通期の週休 2 日に変更する。その際、4 週 8 休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

2) 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認出来る「休日確保状況報告書」(別添 4)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「統一 26 様式」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、月単位の週休 2 日に満たないものは、補正係数を通期の週休 2 日に変更する。その際、4 週 8 休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 受注者が週休 2 日に取り組む場合、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が月毎に 4 週 8 休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

6 適用

この要領は、令和 6 年 12 月 1 日以降起工（決定）する案件に適用する。

産業労働局「週休 2 日制確保工事（土木工事）」記載例

1 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日制確保工事（現場閉所）」または「週休 2 日制確保工事（交替制）」であることを記載。

2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

① 現場閉所の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事（現場閉所）」である。

② 交替制の場合

本工事は、「週休 2 日制確保工事（交替制）」である。

3 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保工事」の対象案件である。

(2) 実施にあたっては、『産業労働局「週休 2 日制確保工事（土木工事）」実施要領』に基づき行う。要領は、東京都産業労働局ホームページから入手できる。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/criteria/about/>)

※現場閉所の場合

(3) 本工事は、現場閉所の月単位の週休 2 日の達成を前提として経費を補正している。

※交替制の場合

(3) 本工事は、交替制の月単位の週休 2 日の達成を前提として経費を補正している。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ 週休 2 日制確保工事※1	
この工事は、〇〇町△△地区の〇〇〇〇工事で、令和〇〇年〇月頃下図のように完成する予定です。 皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。	
絵・図	工事件名 〇〇〇〇〇〇〇工事
	工事区間 〇〇町△△地内
	工事概要 延 長 〇〇 m
	車道幅員 〇〇 m
	お気づきの点は、下記へご連絡ください
	東京都〇〇事務所 〇〇課 電話(100)1234
	〇〇出張所 電話(200)5678
	〇〇建設株式会社 電話(300)9012
	■ (二次元コード)
事業 PR 記載	
東京都産業労働局	
本工事は、「完全週休 2 日制」の実現を目指す取組である「週休 2 日制確保工事」です。 ※2	

(注)

- ・ ※ 1 は、すべての広報板に記載。
- ・ ※ 2 は、広報板 A 型、B 型に記載。(B ´ 型、C 型でも可能な場合は記載。)
- ・ フォント、文字の大きさ等に変更してよい。

【現場閉所様式】

例)【現場閉所報告書 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

別添3

月単位における週休2日の判定

∴ 月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定

- ① 対象期間内日数 332 日
- ② 4週8休以上 95 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
- ③ 現場閉所日数(通期) 107 日

② ≤ ③ ∴ 通期における週休2日達成

※必ず検算すること。
※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、
本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

令和〇年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 8	現場閉所/対象期間 26.7% ○ ②現場閉所率28.5%未満 だが、暦上の土日全て閉 所	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作			
	実施	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作			
令和〇年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10	現場閉所/対象期間 32.3% ○ ①現場閉所率28.5%以上
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作			
	実施	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作			
令和〇年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 10	現場閉所/対象期間 33.3% ○ ①現場閉所率28.5%以上	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休				
	実施	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休				
令和〇年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 17 現場閉所日数 5	現場閉所/対象期間 29.4% ○ ①現場閉所率28.5%以上
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	期間種別	工	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	休	作	作	作			
	実施	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	休	作	作	作			
令和〇年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 9	現場閉所/対象期間 34.6% ○ ①現場閉所率28.5%以上
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休			
	実施	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作			
令和〇年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 11	現場閉所/対象期間 36.7% ○ ①現場閉所率28.5%以上	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作			
	実施	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作			
令和〇年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 23 現場閉所日数 6	現場閉所/対象期間 26.1% ○ ①現場閉所率28.5%以上
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	中	中	中	中	中	中	中	中	中	工	工	工	工			
	計画	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作			
	実施	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作			
令和〇年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 10	現場閉所/対象期間 33.3% ○ ①現場閉所率28.5%以上	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工			
	計画	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休			
	実施	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休			
令和〇年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8	現場閉所/対象期間 28.6% ○ ①現場閉所率28.5%以上
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	年	年	年		
	計画	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休			
	実施	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	休			

※1.受注者の責によらず、土日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこともできる。
ただし、任意に設定する休日は、土曜日を起算日とし、前週の土日以外の曜日とする。

※2.暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

※3.対象外期間を除いた暦上の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

【交替制様式】

別添4

例)【休日確保状況報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

月単位における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 月単位における週休2日達成

通期における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 通期単位における週休2日達成

【集計】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	通期単位の週休2日
A建設	〇〇	61	19	31.1%	○
	□□	61	19	31.1%	○
	◇◇	61	19	31.1%	○
B建設(一次下請)	●●	56	17	30.4%	○
	■ ■	56	17	30.4%	○
	◆◆	56	17	30.4%	○
C電設(二次下請)	△△	20	6	30.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽	40	12	30.0%	○

【令和〇年4月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	30	9	30.0%	○
	□□	30	9	30.0%	○
	◇◇	30	9	30.0%	○
B建設(一次下請)	●●	25	8	32.0%	○
	■ ■	25	8	32.0%	○
	◆◆	25	8	32.0%	○
C電設(二次下請)	△△	20	6	30.0%	○
D工業(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	○

【令和〇年5月】

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	〇〇	31	10	32.3%	○
	□□	31	10	32.3%	○
	◇◇	31	10	32.3%	○
B建設(一次下請)	●●	31	9	29.0%	○
	■ ■	31	9	29.0%	○
	◆◆	31	9	29.0%	○
C電設(二次下請)	△△	0	0		
D工業(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	○

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算する